

令和6年度 定期予防接種のお知らせ

(R6. 3月作成)

南島原市 福祉保健部 こども未来課 こども保健班 Tel.0957-73-6652/南有馬庁舎1階

接種について

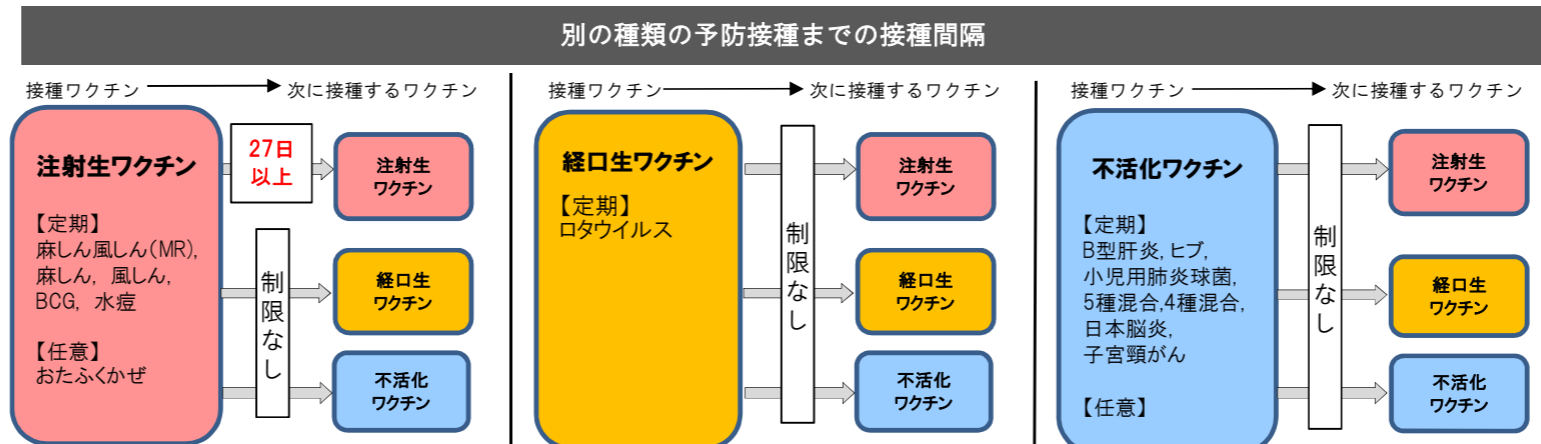
接種場所 南島原市内および長崎県内の協力医療機関

持参品

- 母子健康手帳
- 予防接種手帳 (予診票に記入してください)
予診票を失くしたときは、支所等で再交付ができます。再交付の際は、必ず母子手帳をご持参ください。
- 住所が確認できるもの (健康保険被保険者証など)

注意

- 医療機関に必ず予約してください。
- 予防接種は体調が良いときに受けてください。
- 接種当日は、保護者が同伴してください。
同伴者が保護者でない場合は「委任状」が必要です。委任状は、こども未来課・支所に備えています。



「ヒブ」と「小児用肺炎球菌」の接種回数について

接種開始月齢等によって接種回数異なります。

予防接種の種類 / 対象年齢	種類	0か月	6か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	16歳
ロタウイルス感染症 定期の対象: 令和2年8月生まれ～	経口生ワクチン ロタリックス (1価) 生後6週～24週まで ロタテック (5価) 生後6週～32週まで	①	②																									
ヒブ(インフルエンザ菌b型) 生後2月～60月(5歳)に至るまで ※接種開始月齢によって接種回数異なります	不活化ワクチン	①	②	③																								
小児用肺炎球菌 生後2月～60月(5歳)に至るまで ※接種開始月齢によって接種回数異なります	不活化ワクチン	①	②	③																								
B型肝炎 生後1歳に至るまで	不活化ワクチン	①	②																									
5種混合 (シフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ) 生後2月～90月(7歳6月)に至るまで	不活化ワクチン	①	②	③																								
BCG 生後1歳に至るまで	注射生ワクチン													①														
麻しん風しん (MR) 1期: 生後12月～24月(2歳)に至るまで 2期: 幼稚園・保育園等の年長児にあたる年(5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間)	注射生ワクチン														①													
水痘 (水ぼうそう) 生後12月～36月(3歳)に至るまで ※既にかかった場合は対象となりません	注射生ワクチン																											
日本脳炎 1期: 生後6月～90月(7歳6月)に至るまで 2期: 9歳以上13歳未満	不活化ワクチン																											
子宮頸がん予防 小学6年生～高校1年生相当の女子	不活化ワクチン																											

開始年齢	合計回数	接種方法
生後2月～7月	4回	初回3回(27日以上、標準的には27日から56日までの間隔を以て) ※初回2・3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上の間隔を以て1回接種 追加1回(初回接種終了後、7月以上、標準的には7月から14月までの間隔を以て)
生後7月に至った日の翌日～12月に至るまで	3回	初回2回(27日以上、標準的には27日から56日までの間隔を以て) ※初回2回目は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない。この場合でも、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上の間隔を以て1回接種 追加1回(初回接種終了後、7月以上、標準的には7月から13月までの間隔を以て)
生後12月に至った日の翌日～60月に至るまで	1回	1回
生後2月～7月	4回	初回3回(標準的には生後12月までに27日以上の間隔を以て) ※初回2・3回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない(追加接種は可能)。また初回2回目の接種が生後12月を越えた場合は、初回3回目の接種は行わない(追加接種は可能) 追加1回(生後12月から15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後で生後12月に至った日以降)
生後7月に至った日の翌日～12月に至るまで	3回	初回2回(標準的には生後12月までに27日以上の間隔を以て) ※初回2回目は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない(追加接種は可能) 追加1回(生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔を以て)
生後12月に至った日の翌日～24月に至るまで	2回	2回(60日以上の間隔を以て)
生後24月に至った日の翌日～60月に至るまで	1回	1回

□ : 定期予防接種の期間
■ : 標準的な接種期間